

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器漏えい率検査のため、検査対象設備に圧力をかけて静定状態を確認していた際に、圧力降下が認められたため、検査を中断し、漏えい箇所調査及び対応検討	C	
2	2号機	タービン補機冷却系熱交換器室局所空調機のフィルタにおいて、汚れの付着が認められたため、当該フィルタを交換	D	
3	2号機	タービン建屋換気空調系北側給気処理装置（A・B）内ドレンパン内において、腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	タービン建屋空調換気系冷却装置（ACH3-8）用圧縮機（A）の点検時、吐出圧力指示計に指示不良（針の固着）が認められたため、当該指示計を交換	D	
5	3号機	ほう酸水注入ポンプ室局所空調機の制御用温度スイッチカバーにおいて、ネジの紛失が認められたため、当該部ネジを取付	D	
6	4号機	所内ボイラ（B）起動時、スートブロワ蒸気元弁付近の保温材内部より微小リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	エリア放射線モニタ記録計（RR-18-1）において、エラーメッセージ（インクリボンの異常）の発生（2回）が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉補機冷却水系熱交換器の定例点検時、当社で購入した伝熱管において、購入仕様書の一部記載漏れにより仕様の異なる（水酸化鉄皮膜処理を施工していない）伝熱管が認められたため、対応検討	B	
9	4号機	屋外ストーム放出配管及び放出配管サポートにおいて、錆び等の腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	所内ボイラ（B）給水調整弁用蒸気圧力検出元弁のグランド部において、微小リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	廃棄物処理建屋加熱蒸気凝縮水系移送ポンプ（A）のドレン配管ホースにおいて、劣化によるリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	原子炉再循環装置M・Gセット建屋換気空調機（AH6-12B）の外気取入ダンパーについて、風量制御ダンパー操作器の開閉を行った際、ルーバーの動作不良（固着）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉再循環装置M・Gセット建屋換気空調機（AH6-12B）の外気取入バイパスダンパーについて、風量制御ダンパー操作器の開閉を行った際、ルーバーの動作不良（固着）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉再循環装置M・Gセット建屋換気空調機（AH6-12A・B）の排気ダンパーについて、風量制御ダンパー操作器の開閉を行った際、ルーバーの動作不良（固着）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	主タービン第1・2軸受振動記録計のデジタル表示部において、表示エラーが認められたため、当該表示回路部を点検・修理	D	
16	6号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）海水側水室ブロー弁において、シートパス（1滴/30秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで